

知的障害児施設の今後に向けて

～ 24年4月施行に向けて

児童施設分科会座長 桐友学園田中齋

平成23年度全国施設長会議2分科会平成23年6月7日

児童福祉施設最低基準等の一部改正の省令案の概要

1 . 総則関係

運営の一般原則

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定を追加

施設職員の一般要件の規定

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

倫理衛生の規定

- ・入浴回数 1週2回以上→希望等を勘案に見直す

食事の規定

- ・食を営む力の育成の文言を追加

2. 職員配置基準関係

(1)加算職員の配置の義務化

心理指導を行う必要が認められる障害児(5人以上)に対し、心理指導を行う場合には心理指導担当職員の配置

児童養護施設の配置の家庭支援専門員、個別対応職員の配置を要望
幼児加算の新設

(2)措置費等に含まれている職員の明記

知的障害児施設の定員30名以下の児童指導員又は保育士の小規模加算
児童養護施設は定員45名以下に配置のため同様の基準へ

直接支援職員の状況

職員1：児童数	： ～1.5	： ～2.0	： ～2.5	： ～3.0	： ～3.5	： 3.6～	無回 答	計
知的	13	27	39	33	24	19	3	158
自閉	0	2	0	0	0	0	0	2
盲	1	1	3	2	0	1	0	8
ろう	0	2	0	1	2	3	0	8
肢体療護	2	1	2	0	0	1	0	6
計	16	33	44	36	26	24	3	182
%	8.7	18.1	24.1	19.7	14.2	13.1	1.6	

職種等の課題

直接支援職員の職種等の見直し

- 幼児(就学前)加算
- 個別対応にかかる職員配置
- 家庭支援担当職員
- 小規模ケア加算
- 小規模施設の職員加算の見直し
- 重度重複加算の見直し
- 行動障害加算の見直し

3. 設備基準関係

居室面積の下限の引下げ

1人 3.3 m^2 以上 → 4.95 m^2 以上(乳幼児のみの居室の場合は 3.3 m^2 以上)

居室定員の上限の引上げ

15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室の場合は6人以下)

改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に適用

設備・面積等の最低基準

- 居室面積 3.3m^2 の改善
児童養護施設等は 4.95m^2 へ
- 1居室15名以下の改善
個室・2名部屋を基本
最低4人部屋を
- 小規模施設・ケア体制の導入
- 敷地外のサテライト型小規模施設の導入

1人当たり居室面積

	~ 2.47㎡	~ 3.3㎡	~ 6.6㎡	~ 9.9㎡	10.0㎡以上	無回答
知的	4	1	53	44	18	38
自閉	0	0	0	2	0	0
盲	0	1	2	0	3	2
ろうあ	0	0	4	2	1	1
肢体療護	0	0	1	2	3	0
計	4	2	60	50	25	41
% (N=141)	2.8	1.4	42.5	35.4	17.7	-

居室の状況

	個室		2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋	6~8人	11人以上	計
	数	%							
知的	818	30.0	877	233	614	82	87	14	2,725
自閉	23	52.2	5	6	9	0	1	0	44
盲	6	8.1	33	13	14	2	6	0	74
ろうあ	9	12.1	15	19	13	2	10	0	68
肢体療護	9	14.2	11	0	14	15	13	1	63
計	865	29.0	941	271	664	101	117	15	2,974
%	29.0		31.6	9.1	22.3	3.3	3.9	0.5	

4 . 運営関係

「**学習指導**」の規定を追加し、「**適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう**」支援する旨の規定

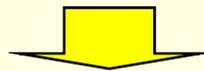
社会的養護を要する児童の入所が増加していることから児童養護施設と同様に「**家庭環境の調整**」についての規定を設けるべき

上記の改正は、5月パブリックコメントを経て6月改正予定

24年4月法改正に伴う基準等は今後示される

24年4月に向けて

- 社会的養護に対する対応 適正な制度適用
- 障害児施設の一元化 設備・人員、報酬
- 在所延長規定の廃止に伴う措置
- 地域を支える機能の強化

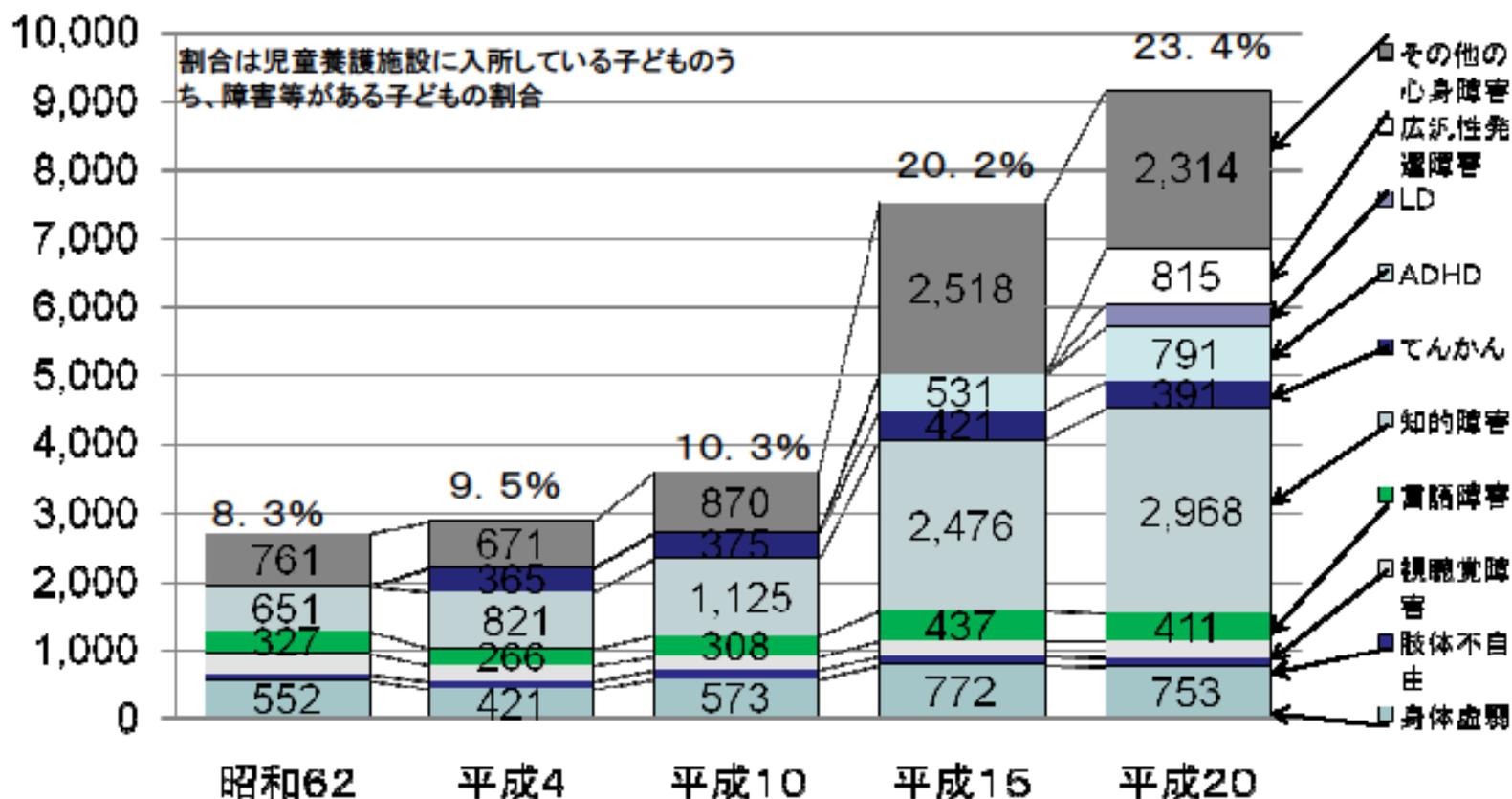


当然のことながら **子どもための子どもの施設へ**
子どもを育てる施設へ

社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 被虐待児のほか、障害児が増加するなど多様な子どもに対応する必要がある。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHDについては、平成15年より、広汎性発達障害およびLDについては、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

障害児施設の一元化の課題

- 平成22年度障害者福祉推進事業「障害児施設のあり方に関する調査」等において検討した。

障害児入所施設の見直し(24年4月施行)

知的障害児施設(239箇所・8827人)

盲・ろうあ児施設(20箇所・245)

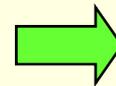
肢体不自由児療護施設(6箇所・216人)

第二種自閉症児施設(3箇所・110人)

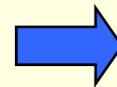
肢体不自由児施設(56箇所・2381人)

重症心身障害児施設(118箇所・11843人)

第一種自閉症児施設(医療4箇所・92人)



福祉型障害児入所施設



医療型障害児入所施設

* 施設数及び在所者数は平成21年度社会福祉施設等調査による。

障害児施設の現状

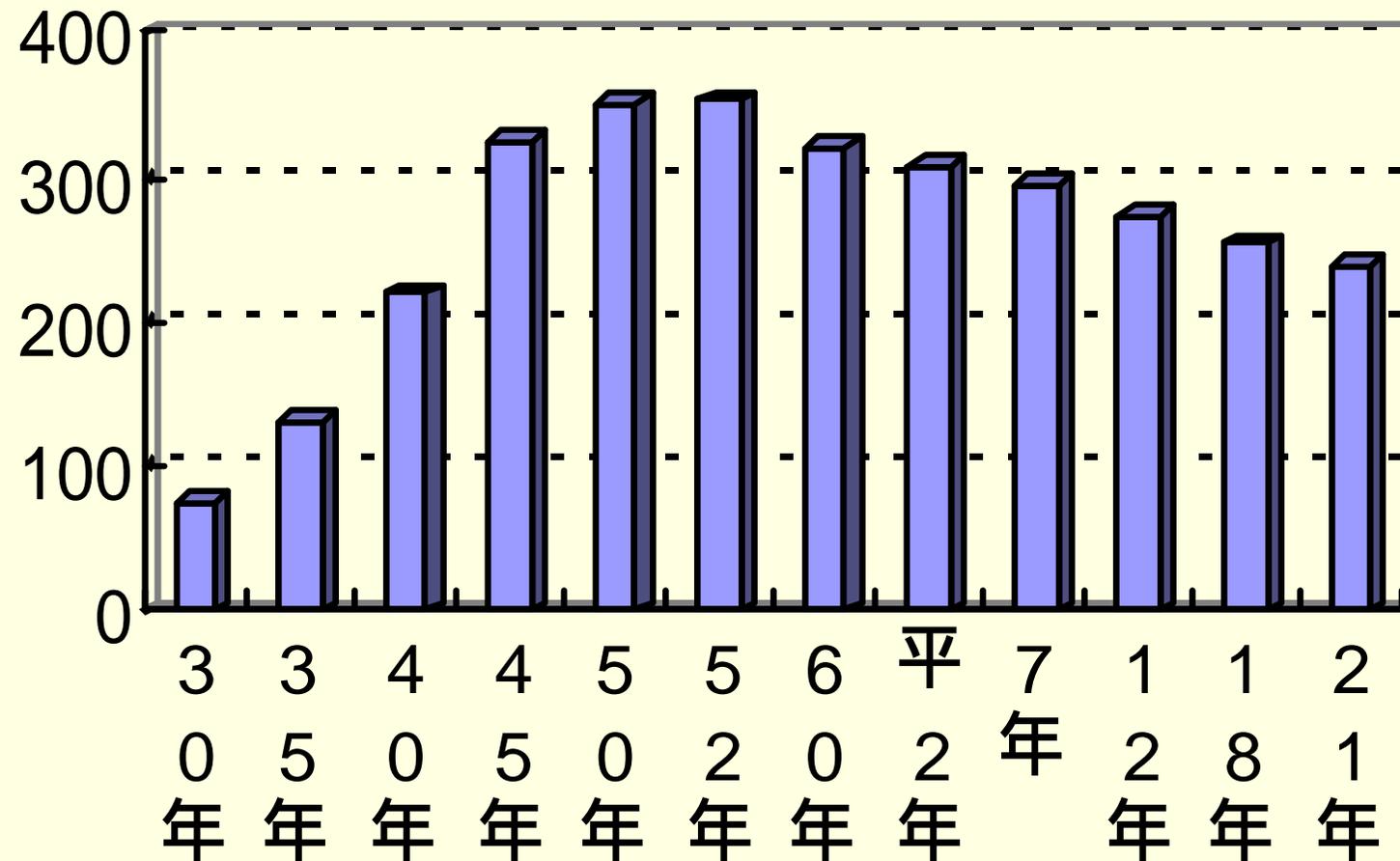
(21年10月社会福祉施設調査)

	施設数	定員数	在籍数	在籍率
知的障害児施設	239	10,232	8,827	86.2
第2種自閉症児施設	3	130	110	84.6
盲児施設	10	193	120	62.1
ろうあ児施設	10	193	125	64.7
肢体不自由療護施設	6	260	216	83.0
第1種自閉症児施設	4	153	92	60.1
肢体不自由児施設	56	4,029	2,381	59.0
重症心身障害児施設	118	11,843	11,229	94.8

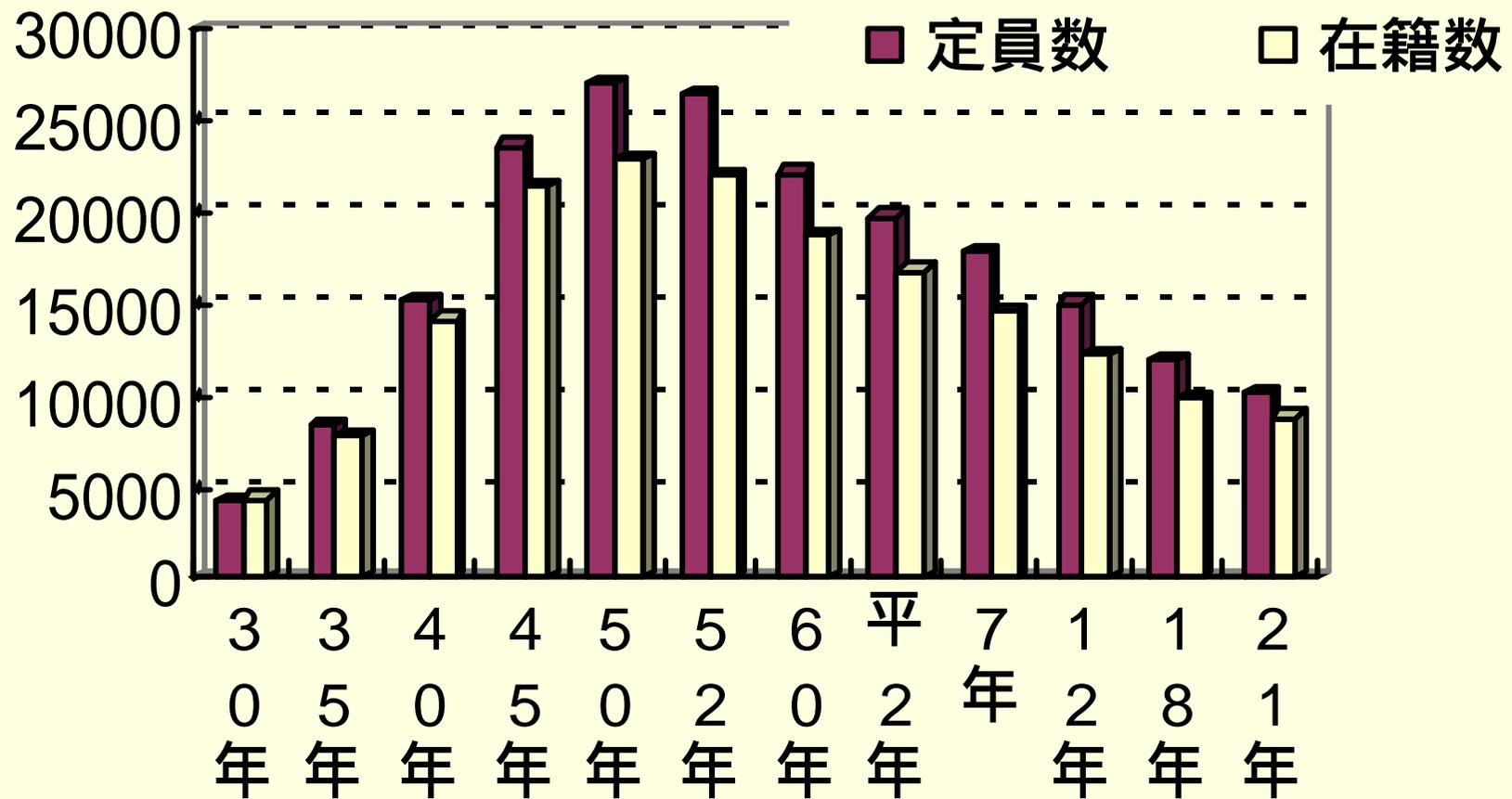
福祉型施設の動向

	施設数			在籍数		
	昭和60年	平成21年	増減	昭和60年	平成21年	増減
知的障害児施設	321	239	-82	18,622	8,827	-9,795
盲児施設	28	10	-18	649	120	-529
ろうあ児施設	24	10	-14	466	125	-341
肢体不自由療護施設	9	6	-3	267	216	-51

知的障害児施設数の推移(厚生労働省)



定員・在籍数の推移 (厚生労働省)



一元化に向けた認識(22年10月推進事業調査)

施設の現状認識	施設数	%
重複障害の受入れから実績から可能	8	4.3
現状では不安がある	77	42.3
困難である	87	47.8

一元化に向けた改築

	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体療護	計	%
(1) 全面的な改築	73	2	2	3	4	84	46.1
(2) 現状で一部改築	50	0	2	3	1	56	30.7
(3) 現状でなんとか可能	8	0	3	1	1	13	7.1
無回答	27	0	1	1	0	29	

改修等の必要について

	知的	自閉	盲	ろう あ	肢体療 護	計	%
1) 障害特性に応じた生活空間の確保(小規模ユニット等の対策)	98	2	1	2	5	108	59.3
2) 個室の増加	97	1	2	4	5	109	59.9
3) 居室の改修	102	1	1	3	5	112	61.5
4) 段差等のバリアフリーの改修	92	2	2	4	0	100	54.9
5) 浴室の改修	119	2	2	4	4	131	71.9
6) トイレの改修	106	2	2	3	4	117	64.2
7) エレベーターの設置	30	0	2	4	0	36	19.7
8) 非常用避難スロープの設置	68	0	1	2	1	72	39.5
9) 視覚障害のための誘導設備	108	2	1	2	4	117	64.2
10) 聴覚障害のための誘導設備	101	2	1	0	3	107	58.7

設備等について

	知的	自閉	盲	ろう あ	肢体療 護	計	%
車椅子で段差等 がなく移動が 可能な施設	60	0	1	2	5	68	37.3
車椅子でトイレ が使用できる 施設	53	0	4	4	5	66	36.2
入浴設備(ス ロープ・リフ ト浴・特殊浴 槽)で対応が可 能な施設	10	0	2	1	2	15	8.2

一元化の課題

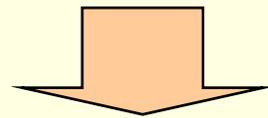
- 最低基準 設備等の調整
- 人員配置基準の調整
- 運営費の調整

種別毎の措置費保護単価、加算の相違

福祉型の障害種別施設の完全統合は困難
主たる障害種別を基本として一定の要件
による一元的対応へ

一元化に合わせて

身近な地域の療育資源としてニーズに応えた児童施設としての機能整備が求められている。



- (障害児の)社会的養護の体制強化
- 環境・職種・人員等の条件整備を前提として慎重に検討する。
- 地域の児童期の支援センターとして役割を基本として

在所延長規定の廃止

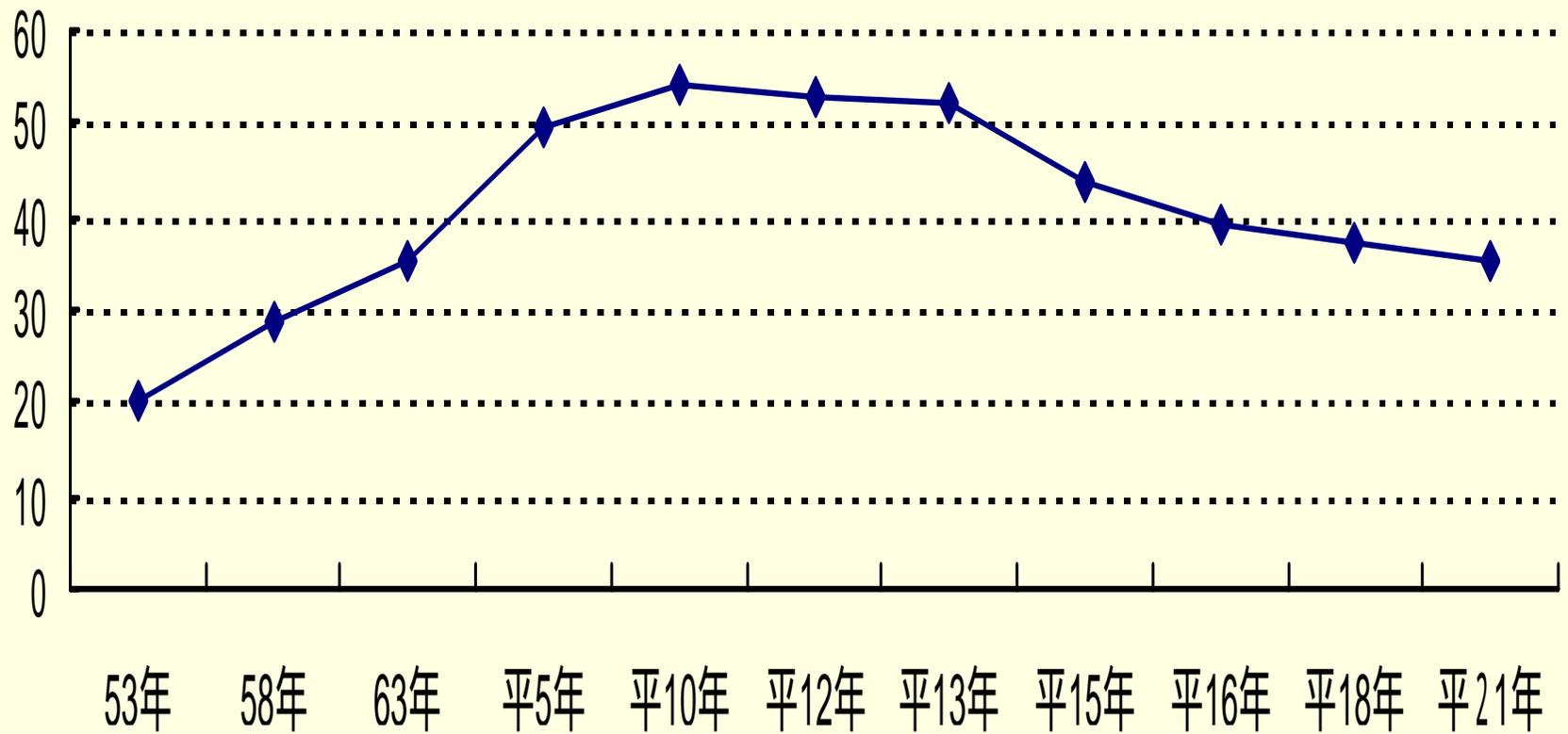
- 昭和42年に設けられた満20歳以上の延長規定が廃止される。

必要とされた歴史的な背景は解消したのか？

子どもから大人への架け橋がネック

ライフステージの一貫した支援体制の確立へ

在所延長率の推移



施設所在の都道府県の在所延長率

在所延長率	施設数	都道府県数	内訳(20年12月調査)
50% ~	63	9	秋田・茨城・長野・新潟・石川 京都・愛媛・山口・鹿児島
40% ~	16	7	北海道・福島・栃木・埼玉 大阪・奈良・高知
30% ~	26	12	

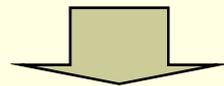
満20歳以上の在籍率

満20歳以上の率	施設数	都道府県数
100%	2	5
80%~	15	
60%~	15	
50%~	12	8
10~49%	70	
10%未満	28(15.4%)	
0%	40(22.0%)	

% はn=1,970人		知的	自閉	盲	ろう あ	肢体療 護	計	%
1. 両親もなく他の施設に移行が困難	回答施設	32	0	1	1	2	36	19.7
	人数	55	0	1	0	29	85	4.3
2. 保護者が成人施設への移行に消極的であったり、手続が進まないため入所待機している	回答施設	59	1	2	0	4	66	36.2
	人数	463	1	5	0	59	528	26.8
3. 地域移行や成人施設への移行が下記の理由で困難								
身近に施設があるが、本人の障害により受け入れ拒否	回答施設	26	0	0	1	0	27	14.8
	人数	111	0	0	0	0	111	5.6
その児童の障害特性に見合う支援機能を持つ施設なし	回答施設	36	0	0	1	1	38	20.8
	人数	142	0	0	0	1	143	7.2
障害者入所施設への入所を希望しているが、満床等により待機	回答施設	103	2	2	2	3	112	61.5
	人数	942	27	6	1	12	988	50.1
ケアホーム等に入所を希望しているが、その受け皿の絶対数が不足	回答施設	27	0	1	1	1	30	16.4
	人数	106	0	1	3	2	112	5.6
4. 特別支援学校専攻科、職業訓練専門学校就学のため卒業まで在籍しているため（高3等は除く）	回答施設	13	0	2	1	1	17	9.3
	人数	43	0	7	1	44	95	4.8

在園期間の延長規定の廃止(24年4月)

満18歳以上の入所者(いわゆる過齡児)は、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。



法63条の2、63条の3の2は削除し、満18歳・満20歳以上の在所延長規定が廃止となる。

- ・法27条1項3号の場合(措置)→法31条で満20歳まで
- ・障害児入所給付費対象の場合(契約) → 法24条の24で満20歳まで

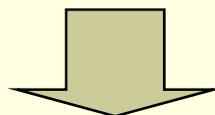
経過措置の具体化へ

- 支援の継続のための措置や、現に**入所している者が退所させられる**ことがないように附則に必要な規定を設ける。特に、重症心身障害者については十分に配慮する。

満18歳以上(31条等の対象は満20歳)の在所延長規定を廃止するのに伴い、障害者自立支援法第19条5、附則第2条で給付の特例等で大人の自立支援法の対象となる。市町村が支給決定する。

経過措置(附則)

在所延長規定の廃止に伴う**適切な配慮、必要な措置を国が講じる**ことを明記している。(自立支援法一部改正附則第3条)



障害者福祉計画において児童施設に在籍する延長児童数を含む、その対策を組み込むことを提案。

子どもから大人へのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の確立に向けた法・施策の提案へ

一定年限で児童施設から満20歳がゼロとなる支援システムの確立へ

延長廃止の具体化に向けて

満18歳以上の在籍数の状況に応じて

- 児・者併設型の導入
- グループホーム等の設置
- 地域の実情に応じて成人施設への転換の促進
- 満18歳から20歳の対応が課題

対策が円滑に進むための経過措置・弾力化
が必要

ライフステージの切り目のない支援体制の確立を

- 障害者福祉計画は、**在所延長規定の廃止を基本とした数値目標等を再構築する。**
- 対象年齢の制限(特別支援学校専攻科・専門学校等の卒業時まで)を設け、**通過型としての運営基盤を整備する。**
- 大人の福祉サービスの利用年齢の特例(義務教育終了後からの利用)等により子どもから大人への移行を担保する。
- 都道府県全域による障害児施設の定員や施設立地の再計画化

資料1

重層的障害児支援構想図

(財)日本知的障害者福祉協会

第3次
発達支援圏域
(都道府県に1~2ヶ所)

発達総合支援センター
(心身障害児総合通園センター)

- 医療支援
- 療育支援
- 家族支援
- 地域支援
- 人材養成
- ・アセスメント
- ・個別支援計画
- ・ケア計画
- ・サービス調整

第2次
発達支援圏域
(障害保健福祉圏域に
1~2ヶ所)

発達支援センター
(通園施設)

障害児入所施設(知的障害児施設)

- 子育て支援
- 療育支援
- 家族支援
- 地域支援
- 人材養成
- ・アセスメント
- ・個別支援計画
- ・ケア計画
- ・サービス調整

- 療育支援
- 家族支援
- 地域支援
- 人材養成
- 医療支援
- ・アセスメント
- ・個別支援計画
- ・ケア計画
- ・サービス調整

第1次
発達支援圏域
(市町村)

保健センター

児童デイサービス療育型

発達・療育支援事業(児童デイサービスⅡ型)

- 療育支援
- 家族支援
- ・個別支援計画
- ・ケア計画
- ・サービス調整

保育・教育機関
(都道府県/市町村)

保育所/認定こども園

幼稚園

学校教育機関
特別支援学校・学級

学童保育事業

- 保育支援・幼児教育
特別支援教育
- ・保育計画
- ・指導案
- ・個別教育計画

子育て支援・生活支援事業(日中一時支援)

- 子育て支援(就労支援)
日中預かり レスバイト
タイムケア 遊びの広場

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (歳)

放課後等デイサービス事業

放課後や夏休み等における支援の場等の確保

学齢期の支援の充実のために創設

多様なニーズに応じた利用の確保

就労支援、行動改善、生活適応等々

学校との連携

支援体制の質・量の担保

児童デイサービスの利用年齢満20歳までの特例

(法改正施行日 22年12月10日)

障害児相談支援事業

障害児支援利用援助

障害児通所支援給付費等の申請に係る**障害児の心身の状況、その置かれている環境**等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児利用計画案を作成し、給付が行われた後に当該給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の策定等を行う。

市町村の支給決定と発達診断等の関係

継続障害児支援利用援助

障害児利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行う。

障害児等療育支援事業との関係

- 一般的な療育相談
- 障害児等療育支援事業の継続

事業所指定

- 児童の発達診断等と発達支援の専門性
- 児童のサービス利用計画作成は、療育・教育等の専門性に裏付けられた相談支援

子どものための子どもの施設として再構築

子どものための多様な暮らしの場の確保

専門里親・里親の養育家庭の確保

小規模居住型施設の創設

入所施設の障害種別の一元化(改正案)

障害のあるなしに拘わらず子どもの生活の確保

インクルーシブの視点

児童福祉施設の再編の検討

障害児の入所施設・住まいの在り方(検討会)

- 障害児の入所施設について、家庭的な雰囲気の中での支援が可能となるよう、**小規模な単位での支援ができるような施設の在り方(ユニットケアの推進など)**について検討が必要との意見があった。
- また、児童養護施策での取組も踏まえ、**地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度**や**専門里親制度**について検討すべきとの意見があった。
- さらに、障害児の将来的な自立も見据えて、自立体験やグループホーム・ケアホーム的な住まいの在り方についても検討すべきとの意見があった。
- こうした意見を踏まえ、障害児の入所施設・住まいの在り方について検討を進めるべきと考えられる。

子どもの権利条約第9条

「締約国は、**児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。**ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続きに従い**その分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。**このような決定は、**父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場**合において必要とされることがある。」

2「すべての関係当事者は、1の規定に基づいていかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

子どもの権利条約第20条

- 1「一時的若しくは恒久的にその**家庭環境を奪われた児童**又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、**国が与える特別の保護及び援助を受ける権利**を有する。」
- 2「締約国は、自国の国内法において、1の児童のための**代替的な監護**を確保する。」

権利条約第23条5項

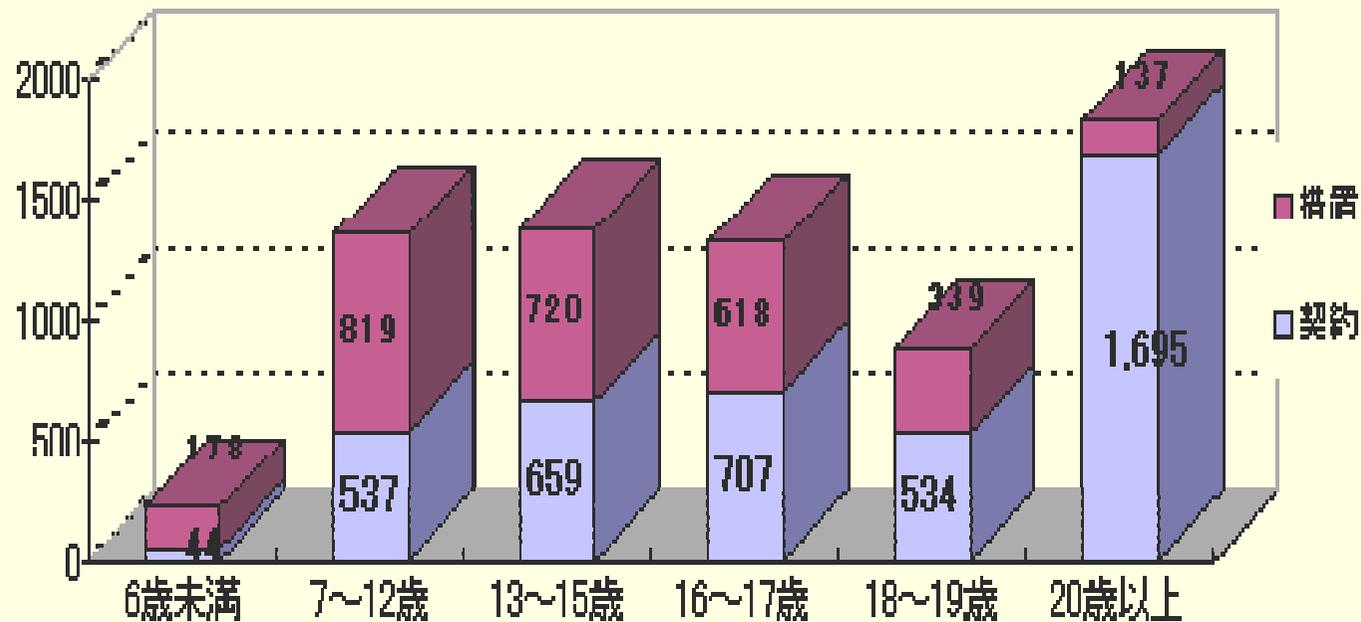
- 締約国は、最も近い関係のある家族(親及び兄弟姉妹)が障害のある子どもを監護(ケア)することができない場合には、より広い範囲の家族の中で代替的な監護(ケア)を提供し、また、これが不可能なときは、**地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護(ケア)を提供するため**のすべての努力を払うことを約束する。

措置率

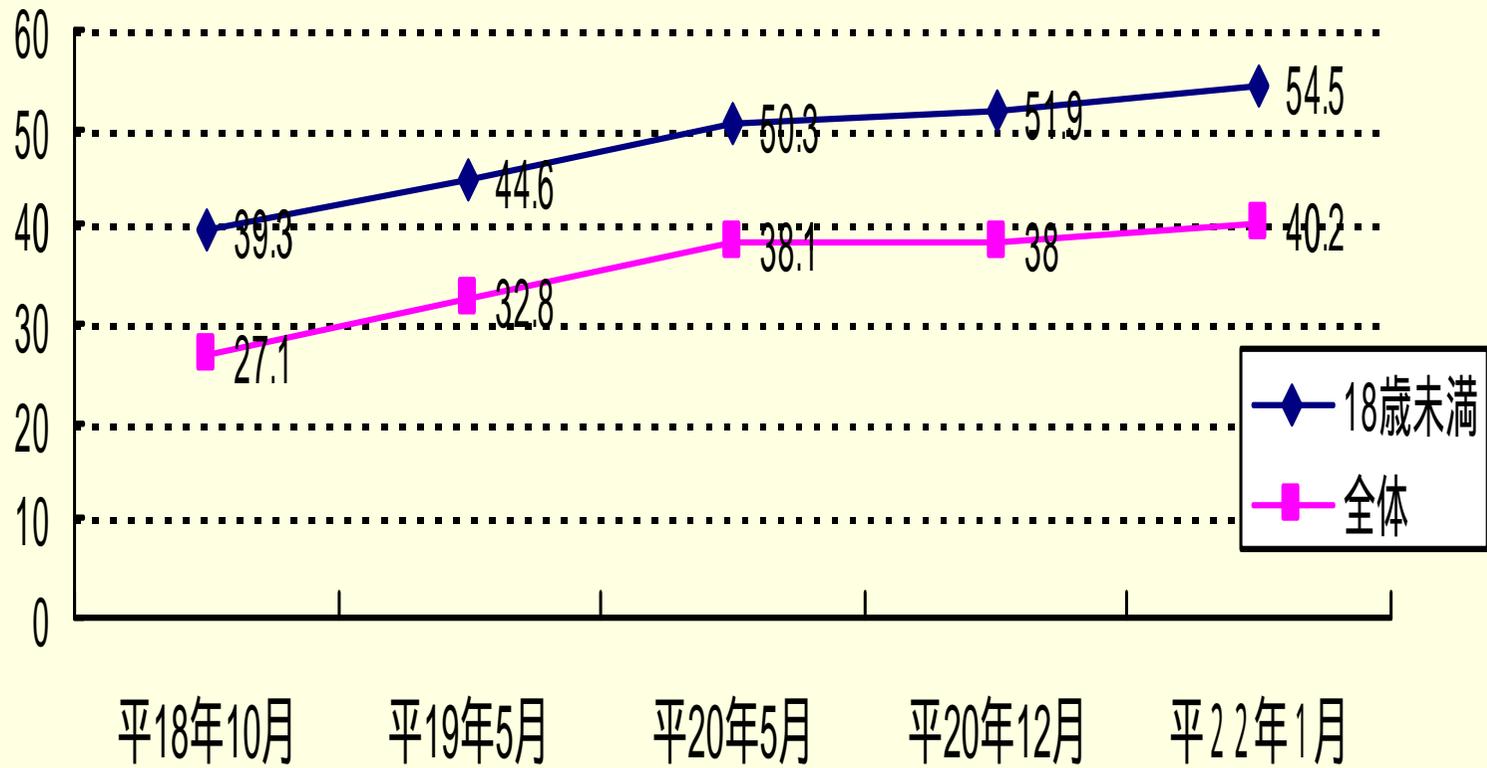
21年10月社会福祉施設調査

施設種別	施設数	在籍数	措置数	措置率
知的障害児施設	239	8,827	3,373	38.2
第2種自閉症児施設	3	110	6	5.4
盲児施設	10	120	91	75.8
ろうあ児施設	10	125	70	56.0
肢体不自由児療護施設	6	216	93	43.0
第1種自閉症児施設	4	92	25	27.1
肢体不自由児施設	56	2,381	449	18.8
重症心身障害児施設	118	11,229	547	4.8

措置と契約の状況 平成22年1月調査

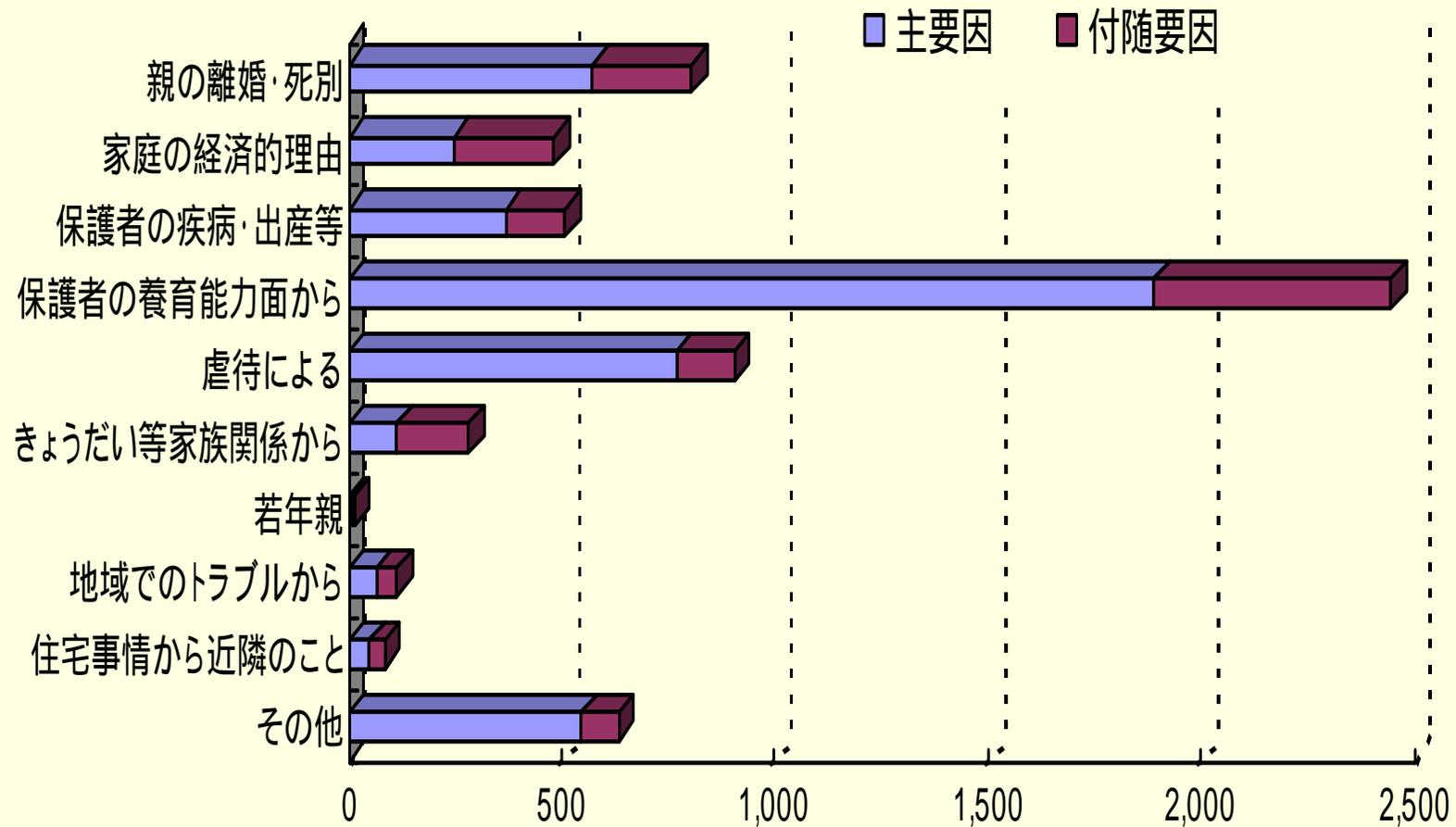


措置率の推移



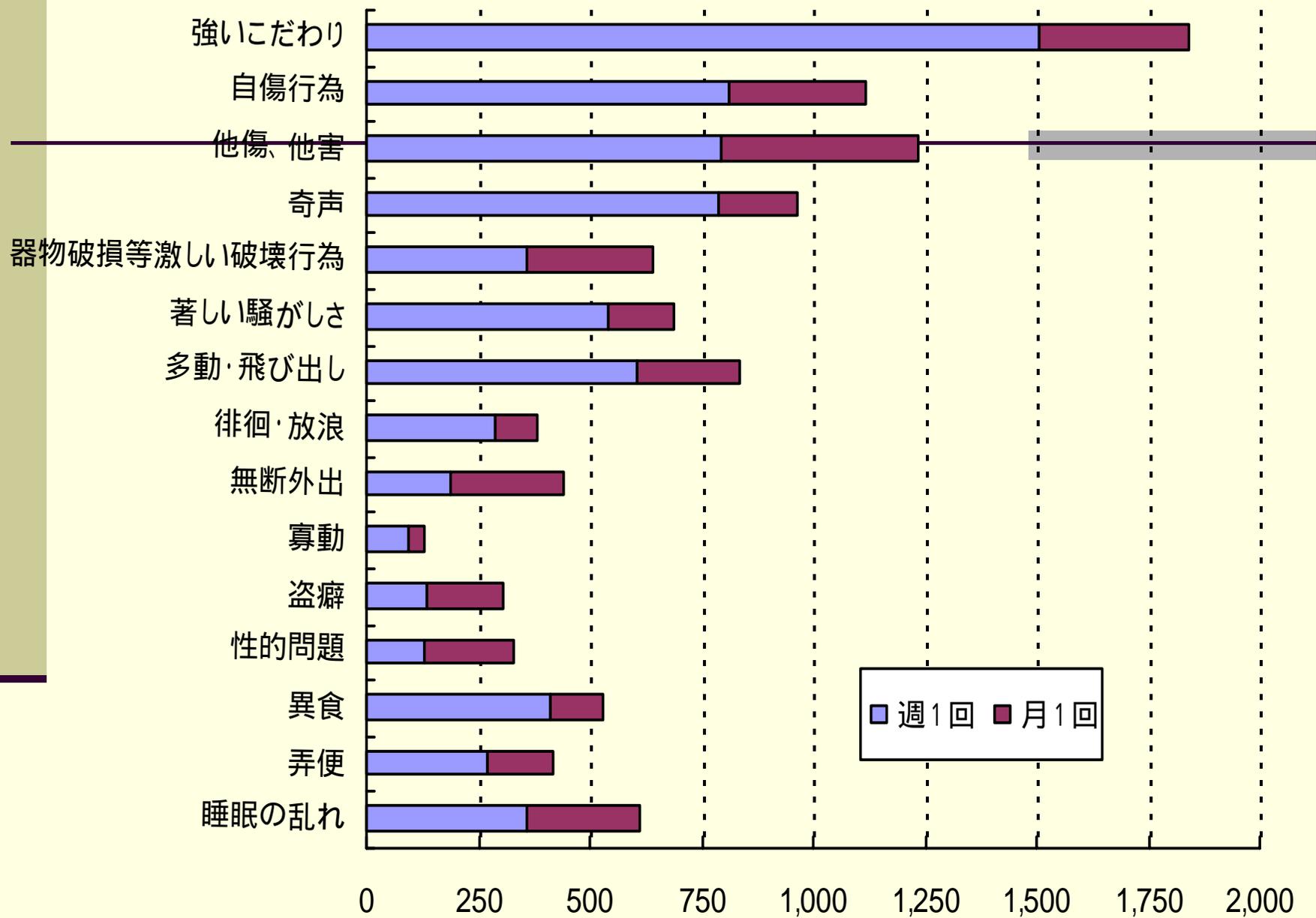
入所理由からみる保護者の課題

20年度実態調査

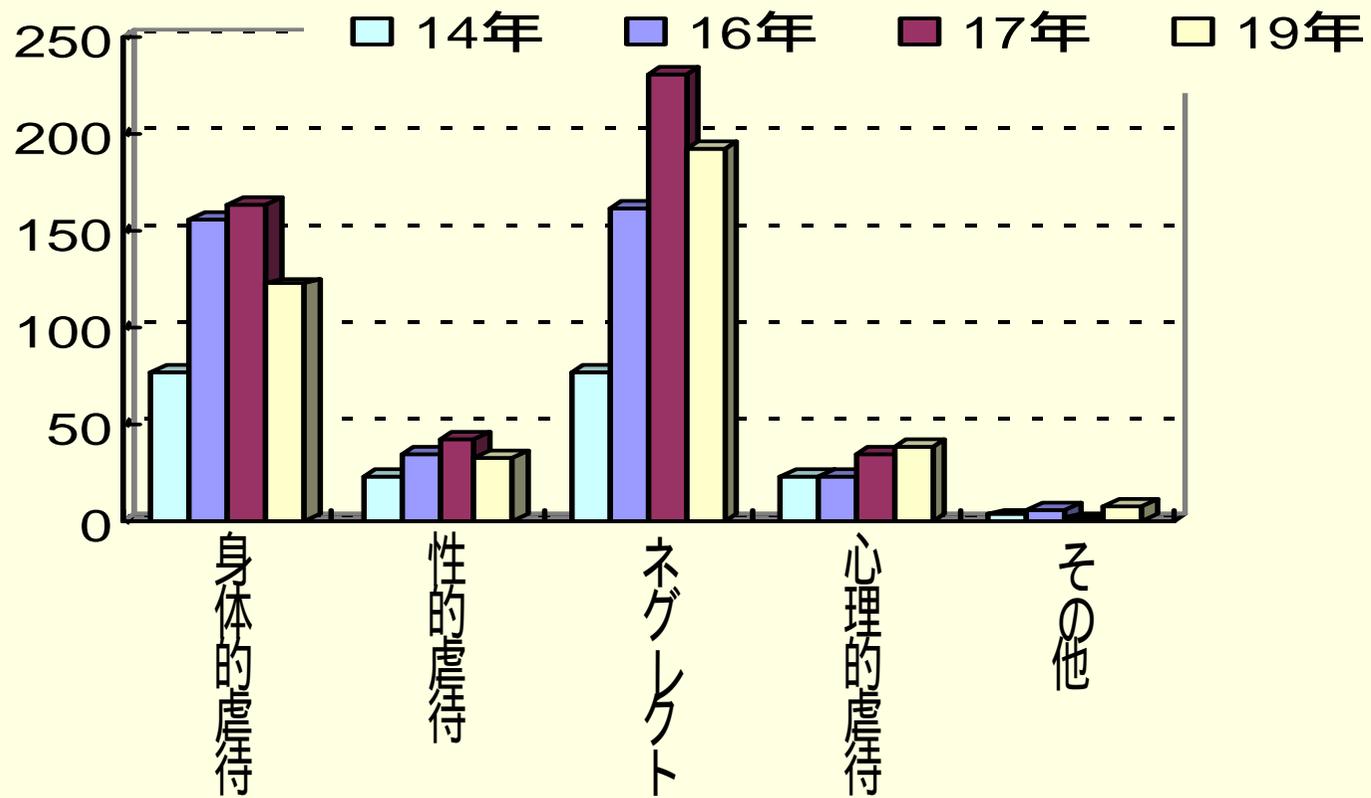


多様なニーズを抱えた子ども達

		15年(%)	20年(%)
障害の程度	最重度	29.6	28.9
	重度	36.8	33.1
	中軽度	28.4	35.1
重複障害	肢体不自由	11.8	9.9
	視覚障害	2.9	1.9
	聴覚障害	1.5	1.4
	内部障害	7.9	6.8
	てんかん	30.5	25.6
	自閉症	28.0	31.5



虐待を受けた子ども達



より専門性の高い支援へ

- こころの育ちに向けた人との関係性の確保
- 生活力の獲得に向けた援助技法
- 社会性・適応力の向上の援助技法
- 虐待等によるトラウマ、愛着障害に対する援助技法

多様な育ちの課題に対する支援の充実

子どもが育つ施設とは

- 家庭に近い環境での育ちの保障
- 親子に近い大人との関係での育ちの保障
- 子ども自身の主体的な生活を保障



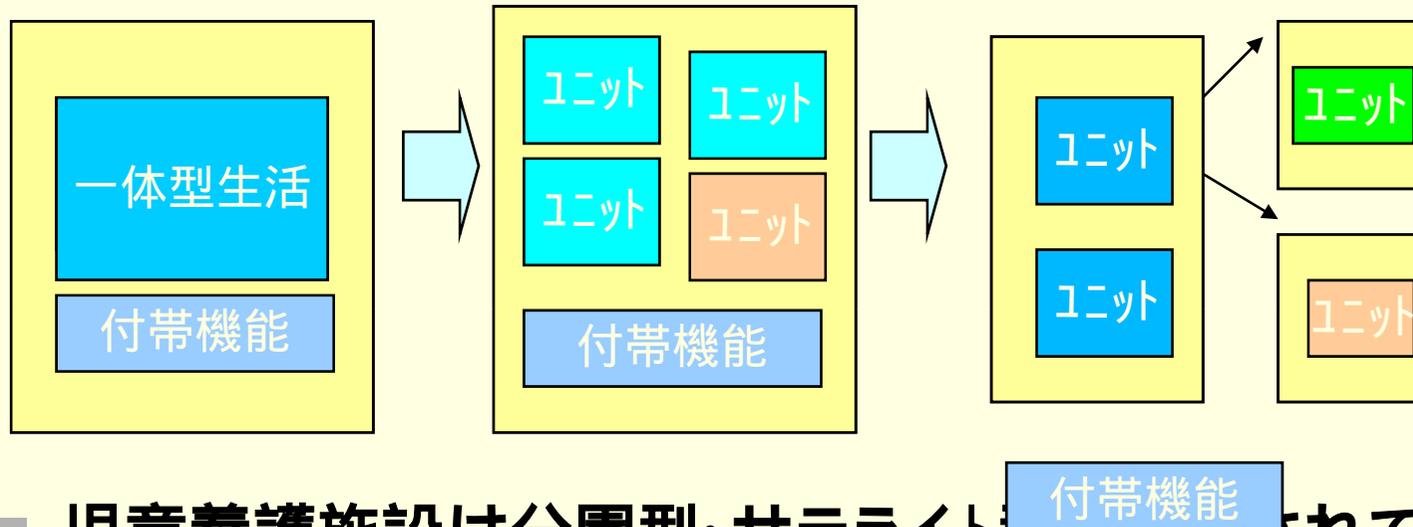
小規模ケアシステムを本流に戻す
集団性から個別性の確保

入所施設形態の方向性

■ 一体型

小規模分棟型

地域分散型



■ 児童養護施設は分園型・サテライト型が導入されている